

医療法人昭和会昭和会病院 指定訪問介護事業所

1(事業の目的)

医療法人昭和会が開設する昭和会病院 指定訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス(以下、「訪問介護等」)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員、及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、又は訪問介護員養成研修修了者、介護職員基礎研修修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態・要支援状態等にある高齢者、又は事業対象者(以下、「要介護者等」)に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

2(運営方針)

事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排せつ・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

二 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3(事業所の名称等)

- (1) 名称医療法人昭和会昭和会病院 指定訪問介護事業所
- (2) 所在地長崎市大浦町10番40号
- (3) 介護保険指定番号長崎県 4270101100号
- (4) 電話番号(095)824－0283

4(従業者の職種、員数及び職務内容)

- (1) 管理者 常勤兼務 1名 管理者の職務は、事業所の従業員の管理、その他の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 常勤兼務7名
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護等の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画若しくは個別サービス計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 常勤兼務7名 常勤専従1名 非常勤専従31名 訪問介護員等は、訪問介護等の提供に当たる。
- (4) 事務職員 非常勤専従 1名 必要な事務を行う。

5(営業日及び営業時間)

- (1) 営業日 月曜～土曜(日曜・祝日、12/31～1/3は休業)
- (2) 営業時間 8:45～17:30
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

6(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は長崎市(旧高島町、旧伊王島町、旧外海町、旧琴海町は除く)、長与町、時津町の区域とする。

7(訪問介護等の内容、及び利用料)

訪問介護等の内容は次のとおりとし、訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるもの若しくは長崎市が定める額とし、当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の負担割合に応じた額とする。

① 身体介護 ②生活援助 ③訪問型サービス ④その他の費用

二 訪問介護利用・訪問型サービス利用・その他の料金については下記のとおりです。

① 訪問介護利用料

介護保険からの給付サービスを利用の場合は、原則として基本料金(料金表)の負担割合に応じた額となります。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【料金表—基本料金・昼間—】

	30分未満					30分～1時間未満					1時間～1時間30分未満					以降、30分を増す毎に加算				
	基本単位数	料金	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)	基本単位数	料金	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)	基本単位数	料金	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)	加算単位数	料金	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
身体介護中心	244単位	¥2,491	¥250	¥499	¥748	387単位	¥3,951	¥396	¥791	¥1,186	567単位	¥5,789	¥579	¥1,158	¥1,737	82単位	下記 *1,2参照			

※身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合、20分から計算して25分を増すごとに65単位(195単位を限度とする)を加算した単位数を算定する。

	20分未満		20分～45分未満				45分以上						
生活援助中心			179単位	¥1,827	¥183	¥366	¥549	220単位	¥2,246	¥225	¥450	¥674	

※1. 利用料金の計算方法は『合計単位数×長崎市の地域単価(10.21円)＝料金(小数点以下切捨)』です。介護保険の給付がある場合は料金のうち7割又は、8割、9割を介護保険、残りの1割又は2割、3割が利用者負担額となります。(介護職員等処遇改善加算28.7%、特定事業所加算10%として、加算率に応じた利用者負担が生じます)

※2. 加算がある場合は、加算された合計の単位数を先に求めてから上記の計算方法に当てはめます。

※3. 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増しになります。

※4. 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

※5. やむをえない事情で、かつ、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

② 加算 ※加算の適用がある場合は、加算された場合の単位数を先に求めてから金額の計算を行います。

初回加算 200単位/月	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は、他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。もしくは、新規の利用ではないが、入院等の理由で過去2ヶ月に当該指定訪問介護事業所からサービスの提供を受けていない場合。
緊急時訪問介護加算 100単位/回	利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を24時間以内に行った場合。
生活機能向上連携 加算 100単位/月	自立支援型のサービスを提供を促進し、利用者の在宅における生活機能向上を図る観点から、訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画書を作成することについての評価を行う。

※別途、介護報酬額(オーバー分含む)に加算率に応じた介護職員処遇改善加算28.7%を乗じた金額の計算を行います。 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは外れます。

③ 訪問型サービス利用料

総合事業からの訪問型サービスを利用の場合は、原則として基本料金(料金表)の負担割合に応じた額となります。

【料金表―基本料金―】

	要支援度	利用回数	基本単位数	基本料金	自己負担分(1割)	自己負担分(2割)	自己負担分(3割)	時間
訪問型サービスⅠ	要支援1・2 事業対象者	週1回程度	1176単位	¥12,006	¥1,201	¥2,402	¥3,602	原則45分以上1時間未満 (その他時間帯に関しては、要相談)
訪問型サービスⅡ	要支援1・2 事業対象者	週2回程度	2349単位	¥23,983	¥2,399	¥4,797	¥7,195	
訪問型サービスⅢ	要支援2 事業対象者	〈Ⅱ〉超える場合	3727単位	¥38,052	¥3,806	¥7,611	¥11,416	

④ 加算 ※加算の適用がある場合は、加算された場合の単位数を先に求めてから金額の計算を行います。

初回加算 200単位/月	新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービス提供した場合
生活機能向上 連携加算 100単位/月	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身等の状況を評価した上、生活機能向上を目的とした個別サービス計画を作成し、理学療法士等と連携してサービス提供した場合

※別途、介護報酬額(オーバー分含む)に加算率に応じた介護職員処遇改善加算28.7%を乗じた金額の計算を行います。 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは外れます。

⑤ その他料金

- ・利用者のお住まいで、サービスを提供する為に使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者の費用負担になります。
- ・事前に連絡のないヘルパー訪問時の不在につきましては、500円のキャンセル料が発生します。(要支援者・事業対象者除く)
- ・医療機関内での付き添いを希望される方は、15分に付き250円の料金が発生します。

三 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者、又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとします。

8(事故発生時における対処方法)

- ① 当事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また事故の原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を講じます。
- ② 当事業所は、サービス提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

9(緊急時における対処方法)

訪問介護員は、訪問介護等を実施中に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態に生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 10(衛生管理等)
- 当事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その上で、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 11(虐待の防止について)
- 当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり、必要な措置を講じます。
- ① 虐待防止に関する担当者(徳永武文)を選定しています。

② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③ 虐待防止のための指針の整備をしています。

④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- 12(身体拘束)
- 当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行いません。
- やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び期間、その際の利用者の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。
- 13(業務継続計画(BCP)の策定等について)
- ① 感染症や自然災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るために、BCP委員会を設置し、指針・要綱に基づき、必要な措置を講じます。

② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- 14(ハラスメント対策について)
- サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が、暴力、ハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善やご理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。
- (・叩く ・蹴る ・暴言で威嚇する ・怒鳴る ・体を押さえつける ・性的な発言をする ・叫ぶあるいは大声を出す)
- 15(その他の運営についての重要事項)
- ① 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

採用時研修 採用後1ヶ月以内 継続研修 年12回

② 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

③ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

④ 利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

⑤ 事業所は、指定サービス等に関する記録を整備し、サービス提供の終了した日から5年間保存するものとする。

⑥ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人昭和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。